

第16回 遠賀町農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和6年10月10日(木)

午前8時56分～午前10時21分

2. 場 所 遠賀町役場 2階 大会議室

第16回 遠賀町農業委員会総会議事録

1. 日時 令和6年10月10日(木) 午前8時56分～午前10時21分

2. 場所 遠賀町役場 2階 大会議室

3. 出席委員(14名)

議長	1番	三原	高志
副議長	2番	安藤	敏生
委員	3番	石井	佐千生
委員	4番	林	長輝
委員	5番	原田	利春
委員	6番	加藤	陽一郎
委員	7番	米田	かおる
委員	8番	一田	孝雄

委員	1番	秦	公美
委員	2番	白石	元弘(欠席)
委員	3番	白木	敏明
委員	4番	松井	悟
委員	5番	矢野	英昭
委員	6番	吉田	茂三
委員	7番	高崎	洋介

4. 10月の農業相談委員

6番	加藤	陽一郎	委員
8番	一田	孝雄	委員

5. 議事日程

(1) 付議案件

① 農地法第3条の規定による許可申請について

(●●●●)

② 農地法第5条の規定による許可申請について

(●●●●)

③ 農地法第 5 条の規定による許可申請について

(●●●●)

④ 農用地利用集積計画関係

(2) 報告案件

① 公共事業に関する農地の一時利用届出書について

② 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について

(3) その他の案件

① 忘年会について

② 北九州支部の研修会について

③ 農業委員会通信について

④ 委員報酬について

⑤ 農業祭について

⑥ 赤い羽根募金について

⑦ 「能登半島地震義援金」の寄附控除の手続きについて

⑧ 来年度農業委員会総会の会場について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	濱田 美孝
事務局職員	山下 啓輔
事務局職員	杉本 千晴

開 会 8 時 5 6 分

議長

おはようございます。少し早いですが始めたいと思います。白石委員は来月まで出られないということで連絡がっております。それでは本日の出席委員は、今のところ農業委員 8 名中 8 名、推進委員 7 名中 6 名の出席となっております。農業委員の過半数の出席があり、総会が成立しています。よって、ただいまより第 16 回遠賀町農業委員会総会を開会いたします。

議長 それでは次第の２、本日の農業相談員は６番加藤陽一郎委員、
８番一田孝雄委員が農業相談の当番ですが、相談の予約はありません。

議長 次に本日の議案ですが、次第にありますように付議案件は農地
法第３条申請関係１件、農地法第５条申請関係２件、農用地利
用集積計画関係１件となっています。ご審議のほどよろしくお
願いします。

議長 なお本日の総会の会議書記ですが、事務局職員の山下を指名
します。

議長 では、現地調査を伴う案件について事務局より説明をお願いし
ます。

事務局 はい。それでは議案書の１ページをお開きください。
付議案件①農地法第３条の規定による許可申請についてでござ
います。
譲受人が木守にお住まいの●●●●氏、譲渡人が北九州市に
お住まいの●●●●氏です。
申請地が３ページの字図にありますように、大字木守字長江
口９４６番で、地目は田、面積は３３６㎡です。
農地区域が農業振興地域外で、申請理由が規模拡大のためと
なっております。譲受人の耕作面積は１９７，１３８㎡で、農
業に従事しており特段問題ないものと思われれます。

続きまして議案書の４ページをお開きください。付議案件②
農地法第５条の規定による許可申請についてでございます。
譲受人は水巻町にお住まいの●●●●氏で、譲渡人が北九州
市にお住まいの●●●●氏です。
申請地が６ページの字図にありますように大字今古賀字正堺
２７３番１、地目は田、面積は１，０７５㎡です。
農地区域が農業振興地域外で、土地の用途区分は第一種住居
専用地域の第３種農地となっております。
また、今回の申請地は令和５年７月に５区画の宅地分譲とし
て承認した土地となります。その後計画が実行できない状態

となり県へ許可の取消の届出を提出し受理されています。

今回の申請理由は分譲住宅建設となっております。

申請に関する確実性については関係書類で確認をしております。

営農の支障については、生産組合長さんの無条件承諾となっております。

7 ページが事業計画書です。申請者の事業目的は共同住宅で2棟建てる予定です。施工計画は許可後から着工し、令和7年8月に完了となる見込みです。

給水計画は公共上水道となっております。

8 ページが被害防除計画書です。雨水の排水は溜枥を通じて側溝への放流、汚水・生活雑排水は公共下水道への接続となっております。

用地造成に伴う被害防除としては「擁壁を設けること」となっています。

9 ページが現況平面図です。北側と南側が宅地と隣接しており、東側には水路、西側には道路が面しています。

10 ページが土地利用計画図です。西側の道路側を駐車場にし、東側に建物を建てます。申請地全体に土を入れ、北側と南側はコンクリートブロックで土留を行い、東側の水路側はL型擁壁およびコンクリートブロックで土留を行います。

11 ページが縦横断図です。道路と同じ高さまで盛土を行いアスファルトで舗装します。西側の道路側以外はコンクリートブロックおよびL型擁壁で土留を行います。

12 ページが給排水計画図です。給水は東側の水路側より引き込みます。汚水・生活雑排水は下水道へ接続し、雨水は溜枥から西側の道路側の側溝へ流す計画です。

13 ページから16 ページが建物の平面図および立面図です。

17 ページが関係者説明に関する調査票です。関係者には説明を行ない了承を得ています。

続きまして議案書の18 ページをお開きください。付議案件③農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。譲受人が田川市にお住まいの●●●●氏、譲渡人が尾崎にお住まいの●●●●氏と●●●●氏の2名です。

申請地が 20 ページの字図にありますように田園三丁目 1296 番、1297 番の 2 筆で、地目はどちらも田、面積は合計 3,544 m²です。

農地区域が農業振興地域内非農用地で、土地の用途区分は無指定の第 2 種農地となっております。

申請理由は分譲住宅建設となっております。申請に関する確実性については関係書類で確認しております。営農の支障については、生産組合長さんの条件付き承諾となっております。

21 ページが水利関係承諾書です。条件は「用水管については移設もしくは防草シートと砂利にて対応すること」となっております。今回の申請地について西の水路沿いに農業用の用水管が通っているため、そちらの対応となります。

また計画図の時に説明します。

22 ページが事業計画書です。申請者の事業目的は共同住宅で、3 棟建てる予定です。施工計画は令和 6 年 11 月から着工し、令和 7 年 9 月に完了となる見込みです。

給水計画は公共上水道となっております。

23 ページが被害防除計画書です。雨水の排水は溜桝を通じての水路放流、汚水・生活雑排水は合併浄化槽への接続となっております。用地造成に伴う被害防除としては「擁壁を設けること。」となっております。

24 ページが現況平面図です。北側は農地と隣接しており、西側と南側は水路、東側は道路に面しています。

25 ページが土地利用計画図です。東側の道路側が入口となります。全体に土を入れ、北側の農地との境界には L 型擁壁およびコンクリートブロックとフェンスで土留を行い、その他は入口を除いてコンクリートブロックとフェンスを設けます。

南側については水路とコンクリートブロックの間の法面に張りコンクリートを施し、西側の水路沿いの法面は防草シートを施す計画です。先程水利承諾書であった条件というのが、こちらの西側の水路沿いに埋まっている用水管のことで、今後も点検等ができるように移設か防草シートで対応することとなっており、今回は防草シートでの対応となります。

26 ページが造成計画図です。敷地全体に土を入れアスファ

ルト舗装する計画です。

27ページが縦横断図です。東の道路と同じ高さになるように盛土を行い、農地側をL型擁壁、水路側はコンクリートおよび防草シートで法面保護を行います。

28ページが給排水計画図です。給水は東の道路側より引き込みます。汚水・生活雑排水は図の中央にある合併浄化槽へ接続し、雨水は溜桝から南側の水路へ流す計画となっております。

29ページ、30ページが建物の平面図および立面図です。3棟とも同じ構造だったので、今回は1棟分のみ載せております。

31ページが関係者説明に関する調査票です。関係者には説明を行い了承を得ています。こちらについては第3種農地で3,000㎡を超える案件となりますので、農業委員会後、県の常設審議委員会にかける案件となっております。

続きまして議案書の33ページをお開きください。

こちらは報告案件ですが、現地を見に行きますので先に説明させていただきます。報告案件①公共事業に関する農地の一時利用届出書についてでございます。届出人が●●●●●●●株式会社、届出の土地が35ページの字図にありますように、大字別府字多羅崎2465番1、2466番1、2467番1、2468番、2469番1の5筆で、地目はすべて田、面積は合計2,351㎡です。所有者は●●●●氏で申請理由は県発注の尾倉・千代丸基盤整備工事に伴う現場事務所の設置となっております。本来一時転用が必要な案件ですが、公共事業に関連した農地の一時使用で許可不要と判断し届出を受理しています。

36ページが平面図です。北側と西側が道路と面しており、東側は水路、南側は宅地と面しています。

37ページが土地利用計画図です。北東に事務所を設置し西側に敷鉄板を敷く計画です。

38ページが縦横断図です。表土を20cmほど剥ぎ取り、真砂土に置換後敷鉄板を敷く計画です。剥いだ表土は一時的に南側に仮置きする予定です。

以上で現地調査を伴う案件についての説明を終わります。

議長 それではこれより現地調査を行いますので、総会を暫時休憩します。

休 憩 9 時 1 3 分

－ 現地調査後 －

再 開 1 0 時 0 7 分

議長 再開します。
それでは、付議案件①を議題に供します。
地区担当の石井佐千生委員および白木敏明委員から報告をお願いします。

農業委員
(3 番) 現地を見ていただいた通り、特に問題はないと思われますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

推進委員
(3 番) この申請地は譲受人が以前から管理されていたので、所有権移転に関しては何ら問題はないと思われます。審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。それでは本件について発言のある委員は挙手願います。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、これより採決に移ります。
付議案件①農地法第3条の規定による許可申請について、原案のとおり承認される農業委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成 7 名で付議案件①は承認されました。

議長 続きまして付議案件②を議題に供します。
地区担当の加藤陽一郎委員および吉田茂三委員から報告をお願いします。

農業委員
(6 番) 現地を見ていただいた通り、周りにはもう農地はありませんし、特に問題はないと思われますのでご審議のほどよろしくお願いいたします。

推進委員
(6 番) 最初に説明があった通り去年申請が出ていたのですが、それがだめになって次の業者のようですが、今度は大丈夫かと思われます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。それでは本件について発言のある委員は挙手願います。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、これより採決に移ります。
付議案件②農地法第 5 条の規定による許可申請について、原案のとおり承認される農業委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成 7 名で付議案件②は承認されました。

議長 続きまして付議案件③を議題に供します。地区担当の林長輝委員および松井悟委員から報告をお願いします。

農業委員
(4 番) 隣接する農地について生産組合と関係者とで 2 回にわたり協議し、条件付きで承諾しております。ご審議よろしくお願いいたします。

推進委員
(4 番) 問題ないと思います。よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。それでは本件について発言のある委員は挙手願います。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、これより採決に移ります。
付議案件③農地法第5条の規定による許可申請について、原案のとおり承認される農業委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成7名で付議案件③は承認されました。

議長 続きまして付議案件④について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案書の32ページをお開きください。
付議案件④農用地利用集積計画の承認についてでございます。
今回は全12筆、12,184㎡です。すべて経営委譲による新規の利用集積計画となっております。

議長 それでは本件について発言のある委員は挙手願います。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、これより採決に移ります。
付議案件④農用地利用集積計画の承認について、原案のとおり承認される農業委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成7名で付議案件④は承認されました。

議長 続いて報告案件①について事務局より報告をお願いします。

事務局 先ほど現地を見ていただきました。報告案件①公共事業に関する農地の一時利用届書についてでございます。現地確認の前に説明しました通り、県発注の基盤整備事業のための一時利用であり、問題ないと考えます。
また、現在作付等はされておられません。

議長 報告案件①について、質疑、意見がございますか。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、続いて報告案件②について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案書の39ページをお開きください。
報告案件②農地法第18条第6項の規定による通知についてでございます。
利用権の合意解約ですが、農地転用に伴う解約が2筆、計3,544㎡となっております。

議長 報告案件②について質疑、意見がございますか。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、その他の案件について事務局から説明をお願いします。

事務局 ①忘年会について説明。
②北九州支部の研修について説明。
③農業委員会通信について説明。
④7月から9月分の報酬について説明。
⑤農業祭について説明。
⑥赤い羽根募金について説明。
⑦能登半島地震義援金の寄附控除の手続きについて説明。
⑧来年度農業委員会総会の会場について説明。
事務局からは以上です。

議長 その他皆さんの方から何かありませんか。

【ありません。】の声

議長 以上をもちまして第16回遠賀町農業委員会総会を閉会いたします。ありがとうございました。

閉 会 10時 21分